本　編

序　章　秋田市の環境調査の概要

第１節　秋田市の概況
　１　位置、面積、地勢
　２　気象

第２節　環境公害行政の概要
　１　環境公害行政の推移
　２　環境公害行政の機構
　３　秋田市環境審議会

第３節　環境調査等について

序　章

第１節　秋田市の概況

１　位置、面積、地勢

秋田市は秋田県の日本海沿岸地域のほぼ中央に位置し、市の東部には奥羽山脈から続く太平山が連なり、南部には雄物川が西に流れ、市街地を貫流する旭川と合流し西部の日本海に注ぎ、北北西から南南東に向かって延長約 16km にわたって秋田平野が広がっています。

周囲は、潟上市、井川町、五城目町、上小阿仁村、北秋田市、仙北市、大仙市、由利本荘市の８市町村に隣接しています。

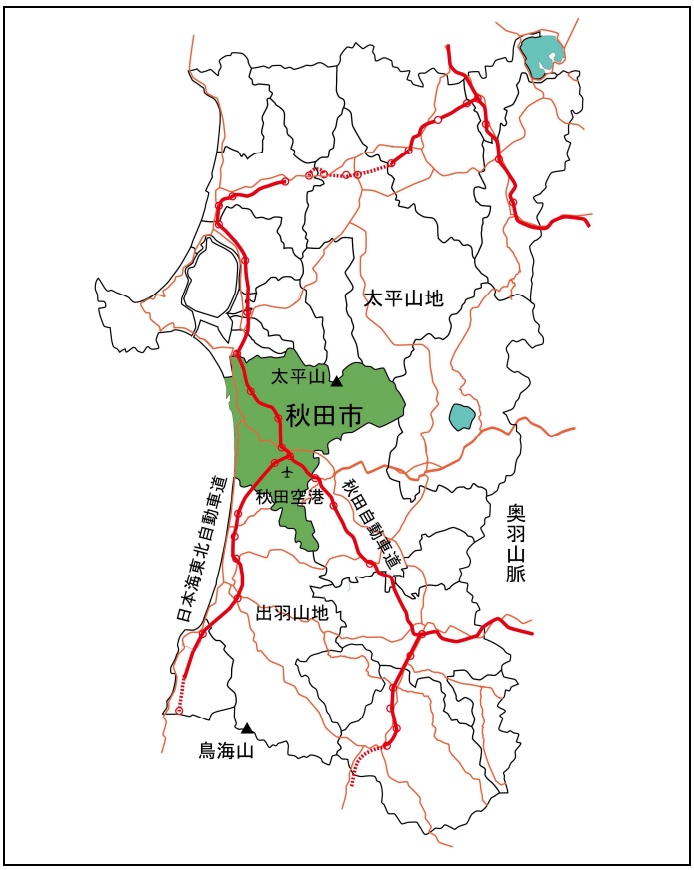

図１　秋田市の位置

表１　秋田市の位置・面積

市役所の位置	秋田市山王一丁目１番１号 東経　140°06′13″ 北緯　39°43′12″		
面　積	約 906.07 km²		
地　域	極東	河辺丹波森東	140°31′
	極西	秋田港西	140°01′
	東西　約 43.03 km		
	極南	雄和萱ケ沢南	39°27′
	極北	上新城俎山	39°52′
	南北　約 46.20 km		
海　抜	最高 1,179.1m　白子森 最低 0m　日本海		

２　気象

秋田市は、東に出羽山地が南北に縦断し、西に日本海に面していることから、典型的な日本海側気候となっています。

令和４年の平均気温は 12.6℃で前年よりも 0.3℃低い状態でしたが、夏の最高気温も前年に比べ、約 2.4℃低い 34.1℃、冬の最低気温は前年に比べ、約 1.6℃高い－6.6℃を観測しました。日照時間は、晴れの日が少ない影響により、前年に比べ約 101 時間減少しました。

表２　秋田市の気象

年月	気　温(℃) 最低(極値)	最高(極値)	平　均	平均湿度(%)	平均風速(m/s)	日照時間(h)	降水量(mm)	最深積雪(cm)
Ｈ30	-9.7	37.6	12.3	75	4.1	1526.2	2016.5	34
Ｒ１	-5.9	36.8	12.9	72	4.2	1833.7	1566.5	17
２	-6.7	36.1	12.8	75	4.1	1535.7	2022.5	24
３	-8.2	36.5	12.9	75	4.3	1755.7	1916.5	60
４	-6.6	34.1	12.6	75	4.1	1654.3	1862.0	56
Ｒ４．１	-6.6	5.5	-0.1	77	5.1	36.6	170.5	54
２	-5.8	8.9	0.6	72	5.2	51.2	65.5	56
３	-2.0	15.0	4.8	73	4.3	122.6)	148.5	18
４	-1.0	24.0	10.9	66	3.7	218.5	81.0	--
５	5.1	29.0	16.4	67	4.0	258.4	86.0	--
６	11.4	31.7	19.6	79	4.2	140.1	142.5	--
７	20.4	33.5	25.6	78	3.2	215.3	61.5	--
８	16.0	32.9	25.0	81	3.8	127.4	334.0	--
９	9.6	34.1	22.3	75	3.3	197.1	131.0	--
10	2.3	26.6	14.2	77	3.2	146.7	180.5	--
11	0.4	19.1	9.8	75	3.7	123.0	213.0	--
12	-3.0	10.1	2.5	77	5.1	17.4	248.0	13

（資料：気象庁 HP(https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php)を元に作成）

※数値右の“）”は、推定された観測値又は欠測があったときの統計値

第２節　環境保全行政の概要

１　環境保全行政の推移

秋田市では、市民の健康保護と生活環境の保全を目的として、昭和 44 年に秋田市公害防止条例を制定したほか、環境関係法令や秋田市公害防止条例を補完しつつ公害を未然に防止するため、主要企業との間に公害防止協定を締結するなど、積極的に環境保全行政を推進してきました。

国における環境関係法令の整備・強化等もあり、大きな社会問題となった大気汚染や水質汚濁などのいわゆる産業型公害は、大幅に改善されてきました。一方、騒音、振動および悪臭等の都市型公害が顕在化してきたため、平成９年の中核市への移行に先立ち、秋田市公害防止条例を全面的に改正しました。さらに、平成 15 年の改正では食料品製造工場や飲食店等からの悪臭対策として、嗅覚測定法を用いた指導が可能となりました。

地球環境問題が多様化する中、平成 11 年には「秋田市環境基本条例」を制定し、この条例の理念の実現に向けて、環境の保全と創造に関する各種施策を盛り込んだ「秋田市環境基本計画」を平成 13 年に策定するなど、環境問題全般に積極的に取り組むこととしました。

本市の豊かな自然環境の保全等に係る施策の推進を図るため、平成 15 年には「秋田市自然環境保全条例」を制定し、平成 16 年度には本市における野生生物の生息分布状況など、自然環境の現況を把握し、今後の自然環境保全行政の基礎資料とすることを目的として、市域における自然環境調査を実施しました。さらに、平成 17 年の市町合併による市域拡大に伴い、平成 21、22 年度には河辺・雄和地区における調査を実施しました。

また、平成 21 年９月に国において「微小粒子状物質（ＰＭ2.5）の大気の汚染に係る環境基準」が定められたことにより、平成 23 年度から微小粒子状物質の測定を開始しました。

令和元年度には、秋田県知事により河川の水生生物の保全に係る類型指定※が行われたことから、令和元年度から水質環境基準項目の調査を開始しています。

※水生生物の生息状況等に応じて、河川、湖沼および海域を分類すること。それぞれに水生生物の保全に係る水質環境基準が定められています。

（参考：「資料編１　環境保全行政の推移」）

２　環境保全行政の機構

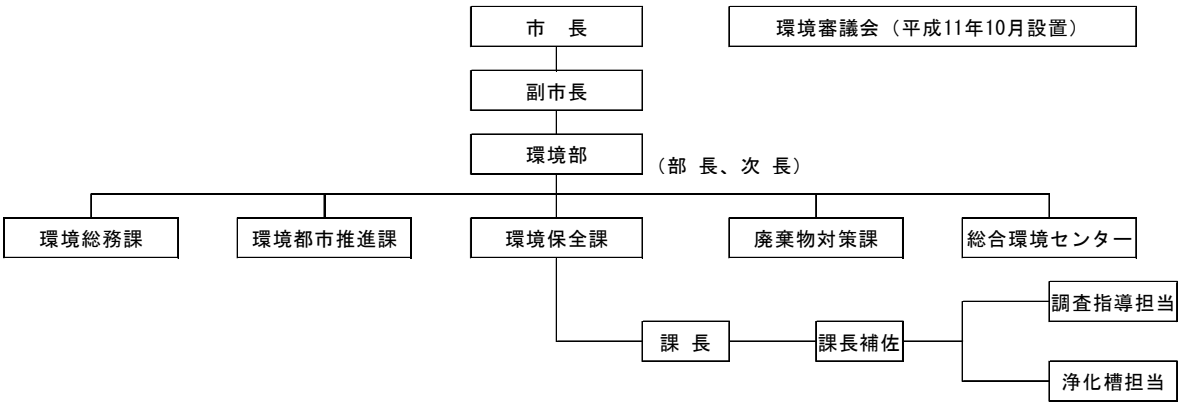

図２　環境保全行政の機構（令和５年４月現在）

（参考：「資料編２　環境部事務分掌」）

３　秋田市環境審議会

秋田市では、秋田市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者や関係団体の代表者などで構成される秋田市環境審議会を設置しています。そこで環境の状況や環境基本計画の推進に関する報告を行うとともに、環境審議会からの意見や提言を受け、秋田市の環境保全に努めています。

表３　秋田市環境審議会委員　（任期：令和３年 11 月１日～令和５年 10 月 31 日／五十音順）

氏　名	職・所属機関等
石黒尚哉	一般社団法人秋田青年会議所　常任理事
石場加奈栄	一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部　支部長
岩田豊人	秋田大学大学院医学系研究科　助教
上野智明	秋田市立金足西小学校　校長
菅原勝康	秋田大学　名誉教授
菅原拓男	秋田大学　名誉教授
杉山秀樹	特定非営利活動法人秋田水生生物保全協会　理事長
髙橋敦子	暮らしを考える女性の会　会長
竹田勝美	たんぽぽ中央法律事務所　弁護士
津村守	特定非営利活動法人あきた環境カウンセラー協議会　理事
縄田浩志	秋田大学国際資源学研究科　教授
福岡真理子	一般社団法人あきた地球環境会議　理事・事務局長
蒔田明史	秋田県立大学生物資源科学部　教授
湊元志	一般社団法人秋田市医師会　会長
村中孝司	ノースアジア大学経済学部　准教授

（参考：「資料編３　秋田市環境審議会および秋田市公害対策審議会開催状況」）

第３節　環境調査等について

私たちを取り巻く環境は、大気や水、山や川、森などの自然のものや、道路、建物などの人工のものまで様々な要素から構成され、それが相互に複雑に関連しあった微妙なバランスの上に成り立っています。

地域の環境を保全し、持続的な活用を図りながら次の世代に引き継いでいくためには、環境調査などにより地域の環境状況や特性をよく把握した上で、適切な環境への配慮を行い、より良くしていくための取組を科学的根拠に基づき効果的に推進していく必要があります。

秋田市では、市民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害関係法令や条例等に基づき大気汚染や水質汚濁の状況等の調査を行うとともに、工場や事業場に対しても立入検査や指導を行うなど、環境の保全に努めています。